

日 時：令和4年（2022年）7月5日（火）14：00～

場 所：横須賀市役所消防局庁舎4階災害対策本部室

第75回 横須賀市環境審議会 会議次第

1 開 会

2 議 事

議題（1）「横須賀市環境基本計画（2011～2021）」令和3年度（2021年度）
年次報告書の構成について

3 報 告

（1）横須賀火力発電所の見直し協定の締結について

4 その他

5 閉 会

■事前配付資料

【次 第】

【資料1】横須賀市環境審議会委員名簿

【資料2】横須賀市環境審議会関係職員・事務局職員名簿

【資料3】横須賀市環境審議会規則

【資料4】横須賀市環境審議会傍聴実施要領

【資料5】横須賀市環境基本計画（2011～2021）令和3年度年次報告書の構成について

【資料6】横須賀火力発電所の見直し協定の締結について

横須賀市環境審議会 委員名簿

任期：令和3年10月1日～令和5年9月30日（令和4年6月28日現在、敬称略）

	氏名	区分	役職等
1	いい じま けんたろう 飯 島 健太郎	学 識 経 験 者 (公園行政)	東京都市大学教授
2	いま い とし ため 今 井 利 為	学 識 経 験 者 (水産学)	公益財団法人 神奈川県栽培漁業協会専務理事
3	◎ おく ま み 奥 真 美	学 識 経 験 者 (環境政策)	東京都立大学教授
4	かわ な まさ たか 川 名 優 孝	学 識 経 験 者 (エネルギー・環境)	東京海洋大学准教授
5	きし ゆう じ 岸 由 二	学 識 経 験 者 (自然・生態系)	慶應義塾大学名誉教授
6	き もと かず お 木 本 一 雄	市 民 団 体	横須賀市地球温暖化対策地域協議会会長
7	く どう ゆき ひさ 工 藤 幸 久	事 業 者 (商工業)	横須賀商工会議所事務局長
8	しま の たけ ひさ 島 野 武 久	事 業 者 (農業)	J Aよこすか葉山経済部長
9	たか なし まさ あき 高 梨 雅 明	学 識 経 験 者 (緑行政)	一般社団法人 日本公園緑地協会会長
10	てん ぱく まき お 天 白 牧 夫	学 識 経 験 者 (環境教育・環境学習)	NPO法人 三浦半島生物多様性保全理事長
11	にし がき のり あき 西 垣 憲 明	市 民	公募委員
12	はせがわ たかし 長谷川 隆	学 識 経 験 者 (学校教育)	横須賀市立小学校校長会
13	はま の じゅん こ 濱 野 順 子	市 民	公募委員
14	はやし まさ よし 林 公 義	学 識 経 験 者 (海洋環境教育)	北里大学海洋生命科学部講師
15	ふく もと けん じ 福 本 憲 治	事 業 者 (漁業)	横須賀市大楠漁業協同組合 組合長
16	○ まつ もと やす お 松 本 安 生	学 識 経 験 者 (住民参加)	神奈川大学教授
17	まつ ゆき み ほ こ 松 行 美 帆子	学 識 経 験 者 (都市計画)	横浜国立大学教授
18	やま ぐち たか こ 山 口 隆 子	学 識 経 験 者 (気候政策)	法政大学准教授

◎：委員長 ○：委員長職務代理者

横須賀市環境審議会 関係職員・事務局職員名簿

[関係職員]

所 属	役 職	氏 名
経営企画部	部 長	宮 川 栄 一
経営企画部都市戦略課	課 長	吉 田 裕 一
環境部	部 長	山 口 博 之
環境部環境保全課	課 長	秋 澤 繁
同 上	係 長	山 本 康 太
みどり政策担当部	部 長	藤 田 順 一
みどり政策担当部自然環境共生課	課 長	村 田 充 郎

[事務局職員]

所 属	役 職	氏 名
環境部ゼロカーボン推進課	課 長	島 田 圭
同 上	係 長	佐々木 太 郎
同 上	担 当 者	笠 井 英 明
同 上	担 当 者	池 田 弥 生

○横須賀市環境審議会規則

平成8年7月25日規則第47号
改正 平成23年4月1日規則第7号
平成24年3月30日規則第7号
令和元年9月25日規則第23号

横須賀市環境審議会規則を次のように定める。

横須賀市環境審議会規則

(総則)

第1条 横須賀市環境審議会（以下「審議会」という。）の運営については、環境基本条例（平成8年横須賀市条例第26号）に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(委員)

第2条 委員は、市民、事業者及び学識経験者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平24規則7・一部改正）

(委員長)

第3条 審議会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（平23規則7・一部改正）

(部会)

第5条 部会は、委員長が指名する委員10人以内をもって組織する。

2 部会に部会長を置き、部会の委員が互選する。

3 部会長は、部会において検討した事項を審議会に報告しなければならない。

4 第3条第2項及び第3項並びに前条の規定は、部会について準用する。

（平23規則7・全改、令元規則23・一部改正）

(専門委員)

第6条 専門委員は、専門的知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 専門委員の任期は、担当する特別の事項の調査研究の期間とする。

（平23規則7・追加）

(その他の事項)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の同意を得て委員長が定める。

（平23規則7・旧第6条線下）

附 則

この規則は、平成8年8月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第7号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月25日規則第23号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

横須賀市環境審議会傍聴実施要領

- 1 この要領は、横須賀市環境審議会（以下「審議会」という。）の傍聴の実施について、必要な事項を定める。
- 2 審議会は原則として公開とする。ただし、審議会の審議内容等の都合により、審議会委員の総意によりこれを非公開とすることができる。
- 3 審議会の傍聴者の定員は原則として 10 人以内とする。
 なお、開会時刻 10 分前の時点で定員を超えた場合は、抽選で傍聴者を決定し、また、定員に達しない場合は、審議会閉会時まで先着順に受け付ける。
- 4 傍聴希望者は、事務局から傍聴章の交付を受け、これを常時見えるところに着用し、傍聴を終了する際には事務局に返還する。
- 5 傍聴者による写真、ビデオ等の撮影、録音はできない。
- 6 傍聴者が次の事項を遵守せず、かつ、委員長の指示に従わない場合には、傍聴の許可を取り消すことができる。
 - (1) 審議会委員の発言に対し、拍手やその他の方法で賛否を表明しないこと。
 - (2) 話をしたり、笑ったりして騒ぎ立てないこと。
 - (3) はちまき、腕章などをして示威的行為をしないこと。
 - (4) 病気その他の理由により委員長の許可を得たとき以外は、コート、マフラーなどを着用しないこと。
 - (5) 飲食、喫煙をしないこと。
 - (6) コンピュータは使用しないこと。
 - (7) むやみに席を離れないこと。
 - (8) その他、審議会の秩序を乱したり、会議の妨げになるような行為をしないこと。
- 7 本要領の規定は、部会において準用する。
- 8 審議会の傍聴の実施に関する事務は、環境部ゼロカーボン推進課が行う。

[傍聴章]

No.	環境審議会
傍 聴 章	

横須賀市環境基本計画（2011～2021）令和3年度年次報告書の構成について

令和3年度年次報告書では令和3年度の進行管理に加え、計画期間の11年間を総括する。基本的にはこれまでの年次報告書の内容を踏襲し、「1 環境基本計画について」の整理を行う。また、現行の「4 各分野別計画」については、それぞれの計画において成果等を公表していることから、環境基本計画の年次報告書からは削除としたい。

総括においては11年間で主に成果のあった施策等をピックアップし、計画期間における環境像の達成度合いを記載する。

現行の構成

今回構成案

- 1 環境基本計画について
 - (1) 環境基本計画の経緯
 - (2) 計画の性格と役割
 - (3) 計画の期間
 - (4) 計画の構成と概要
 - (5) 計画の進行管理
- 2 計画期間における施策の成果
 - (1) 基本目標 1
 - (2) 基本目標 2
 - (3) 基本目標 3
 - (4) 基本目標 4
 - (5) 基本目標 5
- 3 リーディングプロジェクトの状況
 - (1) よこすか里山的環境保全・再生プロジェクト
 - (2) よこすか海辺環境保全・再生プロジェクト
 - (3) 経済と環境の好循環プロジェクト
- 4 各分野別計画について
 - (1) 横須賀市みどりの基本計画について
 - (2) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画について
 - (3) 生活排水処理基本計画について
 - (4) 横須賀港港湾環境計画について
 - (5) 低炭素で持続可能なよこすか戦略プランについて
 - (6) 横須賀市環境教育・環境学習マスタープランについて
- 5 地域別計画の進捗状況
- 6 環境像の達成に向けて
- 7 令和2年度施策の実施状況一覧表



- 1 環境基本計画について
 - (1) 計画の概要と計画の役割
 - (2) 計画期間と計画の進行管理
 - (3) 計画期間終了と新たな環境基本計画
- 2 計画期間における施策の成果
 - (1) 基本目標 1
 - (2) 基本目標 2
 - (3) 基本目標 3
 - (4) 基本目標 4
 - (5) 基本目標 5
- 3 リーディングプロジェクトの状況
 - (1) よこすか里山的環境保全・再生プロジェクト
 - (2) よこすか海辺環境保全・再生プロジェクト
 - (3) 経済と環境の好循環プロジェクト
- 4 計画期間における地域別計画の状況
 - (1) 北地域
(追浜、田浦行政センター地区)
 - (2) 東地域
(本庁及び逸見、衣笠、大津行政センター地区)
 - (3) 南地域
(浦賀、久里浜、北下浦行政センター地区)
 - (4) 西地域
(西行政センター地区)
- 5 計画期間における環境像の達成度合い（予定）
- 6 令和3年度施策の実施状況一覧表

◎横須賀火力発電所の見直し協定の締結について

横須賀火力発電所の再稼働にあたり、市と JERA パワー横須賀合同会社との間で、見直し協定（環境保全協定）を締結しましたので報告します。

1 協定の見直しを行った背景

1971年（昭和46年）、横須賀火力発電所の稼働に伴う周辺地域への公害防止を目的として、法令の規制基準以上の協定値を定め、公害防止協定を締結しました。

2016年（平成28年）に、横須賀火力発電所のリプレース計画が発表され、1997年（平成9年）に施行された環境影響評価法の手続きにおいて、事業者は国、県、市の関係機関や住民等の意見を適切に反映し、実行可能な最大限の環境配慮を約束しました。

見直し協定は、この内容を反映させるとともに、自然環境や地球環境の保全を新たに協定の目的に位置付け、また、市への報告事項（排ガス、排水等の管理結果）の公表についても協議を行い、環境保全協定として締結したものです。

2 協定の大きな変更点

（1）公表の追加

見直し協定では、定期的に市へ報告される管理結果を、事業者自らホームページに公表することとしました。

これにより、市民はいつでも管理結果を見ることができるようになります。

（2）報告内容の拡充

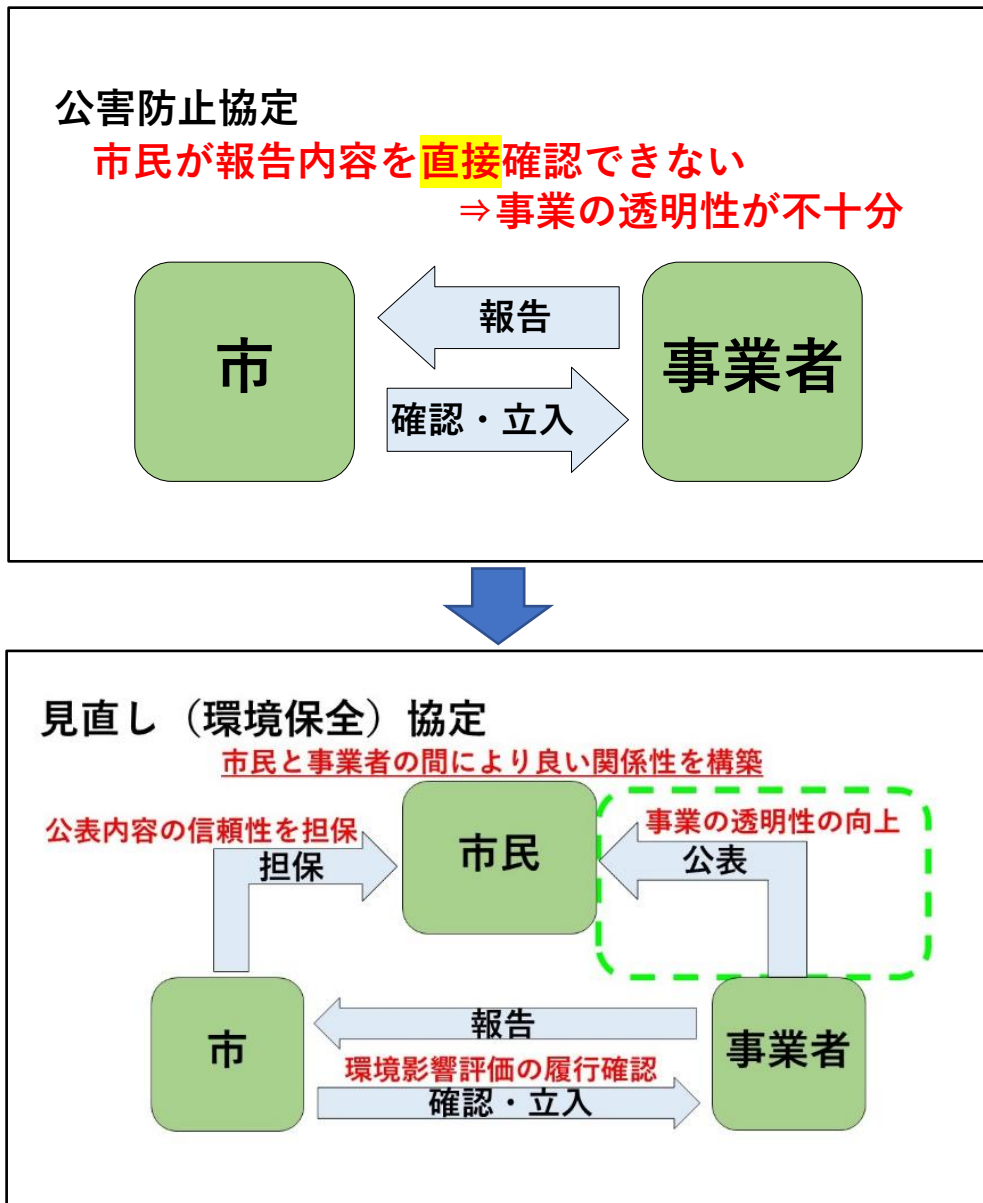
見直し協定では、公害防止協定の報告内容に、「産業廃棄物」、「二酸化炭素」、「地域との共存」を追加しました。

3 協定締結日

令和4年6月6日（6月5日（日）「環境の日」の翌日である6日としました。）締結日に、協定書・細目協定書を市のホームページに公表しました。

(参考)

(1) 協定の変更点 (公表の追加)



(2) 協定の変更点 (報告内容の拡充)

公害防止協定	見直し (環境保全) 協定
大気汚染	大気汚染
水質汚濁	水質汚濁
騒音・振動	騒音・振動
温排水	温排水
	産業廃棄物 (追加)
	二酸化炭素 (追加)
	地域との共存 (追加)

環境の保全に関する協定書

前書き	横須賀市（以下、「甲」という。）とJ E R Aパワー横須賀合同会社（以下、「乙」という。）は、乙の横須賀火力発電所（以下、「発電所」という。）に関し、地域住民の健康の保護ならびに生活環境及び自然環境の保全を図ることを目的として、次のとおり協定を締結する。
（協定の基本理念） 第1条	健全で恵み豊かな環境を維持し、地域住民の健康の保護と生活環境の保全を図るため、甲は乙に対し、適切な指導を行うものとし、乙は、発電所の操業にあたっては法令を遵守するのみならず、生活環境及び自然環境の保全（以下、「環境保全」という。）について最善の努力を払うものとする。
（環境保全対策） 第2条	乙は、発電所の操業による大気汚染、水質汚濁、温排水、騒音、振動、産業廃棄物の適正処理等に関する環境保全に必要な対策を講ずるものとする。 2 甲は、前項に対し、情報提供等の支援を行うものとする。
（地球環境の保全） 第3条	乙は、地球温暖化、酸性雨等の地球規模の環境問題に事業者として対処するため、発電所の操業による原因物質、特に温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制、甲が表明した令和3年1月29日付け「横須賀市ゼロカーボンシティ宣言」に基づく地球温暖化対策への協力等、地球環境の保全に努めるものとする。 2 甲は、前項に対し、情報提供等の支援を行うものとする。
（地域との共存） 第4条	乙は、発電所構内の緑地の維持管理等を適切に行い、地域住民が利用できる開放エリアを設けることで、 地域との共存 を積極的に図るものとする。 2 甲は、前項に対し、情報提供等の支援を行うものとする。
（管理） 第5条	乙は、第2条から第4条に規定する事項について、定期的に管理し、その結果を甲に報告するものとする。 2 前項の履行のため、甲と乙は、必要な事項の項目に関し、別に細目協定を締結するものとする。
（公表） 第6条	乙は、前条の規定により 管理した結果を公表 するものとする。
（事前協議） 第7条	乙は、発電所において環境保全上重要な施設の新設、変更及び燃料の種類の変更をしようとする場合は、事前に甲と協議するものとする。
（事故時等の措置） 第8条	乙は、発電所の環境保全上重要な施設に事故等が発生した場合は直ちに応急の措置を講じ、復旧に努めるとともに、その状況を甲に報告するものとする。 2 乙は、前項の場合において応急の措置を講じたにもかかわらず、その事態が改善されないときは、甲乙協議のうえ、操業の短縮又は一時停止を含む改善措置を速やかに講ずるものとする。
（立入調査） 第9条	甲は、この協定に定める事項の履行状況を確認するため、必要に応じ乙に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は本協定の実施に必要な限度において発電所へ立入調査することができるものとする。
（違反時の措置） 第10条	甲は、乙がこの協定に違反したときは、乙に対して期限を定めて必要な改善措置をとるべきことを指示することができるものとする。
（協定事項等に関する協議） 第11条	この協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合、この協定について疑義が生じた場合及び協定の内容を変更する場合は、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。
附則	甲及び東京電力株式会社の間において平成9年6月10日付けで締結した公害の防止に関する協定書は、この協定の締結をもって廃止する。なお、当該協定書における東京電力株式会社の地位及び権利義務の全ては、東京電力フュエル&パワー株式会社及び株式会社J E R Aに承継後、令和元年5月7日付けで乙に承継されている。
	この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。 令和4年6月6日 甲 神奈川県横須賀市小川町11番地 横須賀市 横須賀市長 上地 克明 乙 神奈川県横須賀市久里浜9丁目2番1号 J E R Aパワー横須賀合同会社 代表社員 J E R Aパワーインベストメント合同会社 代表職務執行者 松田 茂弘

環境の保全に関する細目協定書

前書き	横須賀市（以下、「甲」という。）とJERAパワー横須賀合同会社（以下、「乙」という。）は、乙の横須賀火力発電所（以下、「発電所」という。）に関し、令和4年6月6日付けで締結した環境の保全に関する協定（以下、「本協定」という。）第5条第2項の規定に基づき、次のとおり細目協定を締結する。
（大気汚染対策） 第1条	乙は、発電所から排出するばい煙を次に掲げるとおりとする。 (1) 硫黄酸化物の排出濃度 14 ppm以下 排出量 58 m ³ N/時以下 (2) 窒素酸化物の排出濃度 15 ppm以下 排出量 66 m ³ N/時以下 (3) ばいじんの排出濃度 0.005 g/m ³ N以下 排出量 22 kg/時以下 2 前項の排出濃度は、起動及び停止時を除く通常運転時の1時間平均値で酸素濃度6%換算値とする。 3 第1項の排出量は、起動及び停止時を除く通常運転時の1時間平均値とする。 4 第1項のばい煙は別紙図-1に示す地点にて管理するものとする。
（水質汚濁対策） 第2条	乙は、発電所から排出するプラント排水を次に掲げるとおりとする。 (1) 水素イオン濃度 6.5以上8.5以下 (2) 化学的酸素要求量 10 mg/L以下 (3) 浮遊物質量 10 mg/L以下 (4) ノルマルヘキサン抽出物質含有量 1 mg/L以下 2 前項のプラント排水は別紙図-1に示す地点にて管理するものとする。
（温排水対策） 第3条	乙は、発電所の復水器の冷却用海水に係る取放水の温度差を7℃以内にするものとする。 2 前項の温度差は、日平均値とする。 3 第1項の取放水の温度差は別紙図-1に示す地点にて管理するものとする。
（騒音・振動対策） 第4条	乙は、発電所内の施設等から発生する騒音及び振動については、神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成9年神奈川県規則第113号）第38条に規定する基準値以下とし、更にその低減に努めるものとする。 2 前項の騒音及び振動は別紙図-1に示す地点にて管理するものとする。
（産業廃棄物対策） 第5条	乙は、発電所から排出する産業廃棄物について、適正に処理するとともに、その発生量の抑制及び有効利用に努めるものとする。
（地球温暖化対策） 第6条	乙は、発電所の事業活動における二酸化炭素排出量について、その低減に努めるものとする（発電所内の利用に限る）。
（報告、公表） 第7条	乙は、次に掲げる事項を定期的に管理し、その結果を甲に報告し、公表するものとする。 (1) 発電所からのばい煙等の状況 ア 硫黄酸化物 イ 窒素酸化物 ウ ばいじん エ アンモニア オ 全水銀（ガス状水銀及び粒子状水銀） (2) 発電所からのプラント排水の排出状況 ア 水素イオン濃度 イ 化学的酸素要求量 ウ 浮遊物質量 エ ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (3) 発電所の復水器の冷却用海水に係る取放水の温度差 (4) 騒音、振動の状況 (5) 産業廃棄物の処理状況 (6) 二酸化炭素排出量（発電所内の利用に限る） (7) 発電所緑地利用の状況 2 前項の調査頻度及び測定頻度は別紙表-1のとおりとし、甲に結果を報告する時期及び公表時期は当該調査及び測定の完了日が属する月の翌月末とする。 3 第1項の公表は、乙の管理するホームページ等において行うものとする。
（細目協定事項に関する協議） 第8条	この細目協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合、この細目協定について疑義が生じた場合及び変更する必要が生じた場合は、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

附則	甲及び東京電力株式会社の間において平成18年5月24日付けで締結した公害の防止に関する細目協定書は、この細目協定の締結をもって廃止する。
	<p>この細目協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。</p> <p>令和4年6月6日</p> <p>甲 神奈川県横須賀市小川町11番地 横須賀市 横須賀市長 上地 克明</p> <p>乙 神奈川県横須賀市久里浜9丁目2番1号 J E R A パワー横須賀合同会社 代表社員 J E R A パワーインベストメント合同会社 代表職務執行者 松田 茂弘</p>

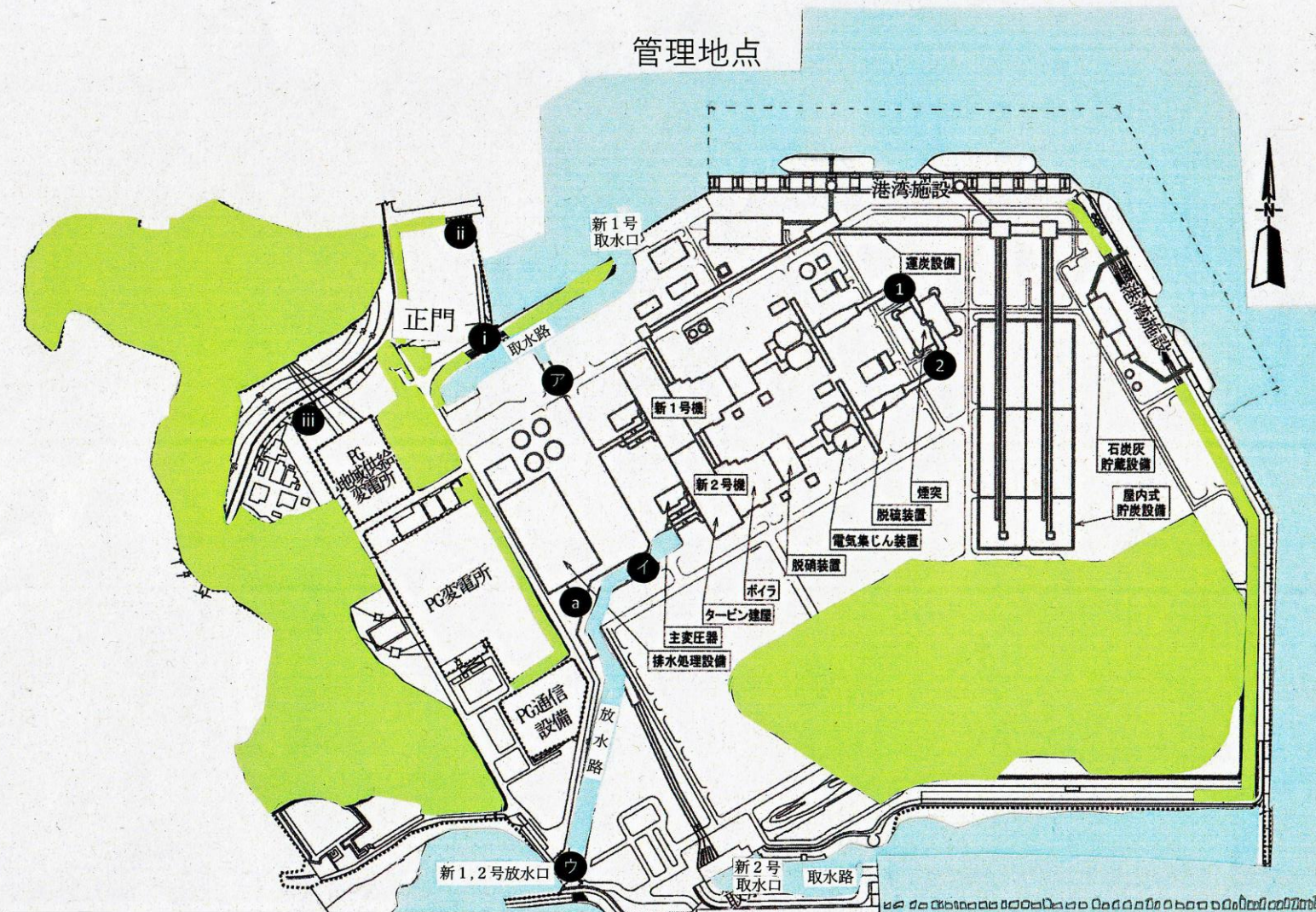
報告項目一覧

管理項目		測定場所	測定方法	測定頻度	報告事項	報告頻度
ばい煙	硫黄酸化物排出濃度	煙突入口煙道	JIS B 7981	連続	日最大値（1時間平均値）（換算値） [※] 、 日平均値（1時間平均値）（換算値） [※]	1回/月
	硫黄酸化物排出量	煙突入口煙道	硫黄酸化物濃度及び排出ガス量より算出	-	月最大値（1時間平均値）	1回/月
	窒素酸化物排出濃度	煙突入口煙道	JIS B 7982	連続	日最大値（1時間平均値）（換算値） [※] 、 日平均値（1時間平均値）（換算値） [※]	1回/月
	窒素酸化物排出量	煙突入口煙道	窒素酸化物濃度及び排出ガス量より算出	-	月最大値（1時間平均値）	1回/月
	ばいじん排出濃度	煙突入口煙道	JIS Z 8808	1回/月 以上	測定値（換算値） [※]	1回/月
	ばいじん排出量	煙突入口煙道	ばいじん濃度及び排出ガス量より算出	1回/月 以上	測定値	1回/月
	アンモニア濃度	煙突入口煙道	JIS K 0099	1回/2か月 以上	測定値	1回/2か月
	全水銀（ガス状水銀及び粒子状水銀）濃度	煙突入口煙道	環境省告示第94号	1回/4か月 以上	測定値	1回/4か月
プラント排水	水素イオン濃度	排水処理設備出口	JIS K 0102 12	1回/月 以上	測定値	1回/月
	化学的酸素要求量	排水処理設備出口	JIS K 0102 17	1回/月 以上	測定値	1回/月
	浮遊物質量	排水処理設備出口	昭和46年環境庁告示 第59号付表9	1回/月 以上	測定値	1回/月
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	排水処理設備出口	昭和49年環境庁告示 第64号付表4	1回/月 以上	測定値	1回/月
温排水	温度差	復水器入口/放水口	JIS Z 8704	連続	月最大値（日平均値）	1回/月
騒音・振動	騒音	敷地境界	JIS Z 8731	1回/年 以上	測定値	1回/年
	振動	敷地境界	神奈川県生活環境の保全等に関する条例 施行規則別表第12	1回/年 以上	測定値	1回/年
産業廃棄物	産業廃棄物	-	-	-	産業廃棄物排出量（年間）、 再生利用量（年間）	1回/年
地球環境	二酸化炭素	-	-	-	二酸化炭素排出量 （発電所内の利用に限る）（年間）	1回/年
地域との共存	発電所緑地利用	-	-	-	緑地の利用状況、イベント開催状況	1回/年

※換算値は酸素濃度6%の換算値

管理地点

別紙 図-1



ばい煙管理地点	煙突入口煙道 (1、2)
プラント排水管理地点	排水処理設備出口 (a)
復水器冷却用海水温度管理地点	復水器入口 (ア、イ)、放水口 (ウ)
騒音、振動管理地点	敷地境界 (i ~ iii)

0 100 200m